

新型コロナウイルス感染症に係る伊丹市対応方針

令和2年4月7日、政府により新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態宣言が発令されたことから、同法の規定及び伊丹市新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、任意設置の伊丹市新型コロナウイルス感染症対策本部を、同法第34条及び伊丹市新型インフルエンザ等対策本部条例に基づき、本部会議へ移行した。また、4月16日には、兵庫県は特定警戒都道府県として指定され、令和2年5月21日、兵庫県は緊急事態措置実施区域としては除外された。

また、令和3年1月7日に緊急事態宣言が再発令され、1月13日には新型インフルエンザ等特別措置法第32条第1項に基づく緊急事態措置実施区域に兵庫県が指定され、令和3年2月28日、兵庫県は緊急事態措置実施区域としては除外された。

令和3年3月1日以降については引き続き、以下の措置を実施する。

I 期間

- ・緊急事態措置実施期間 令和2年4月 7日～令和2年5月21日
- ・対応方針実施期間 令和2年5月22日～令和3年1月13日
- ・緊急事態措置実施期間 令和3年1月14日～令和3年2月28日
- ・以後の対応方針実施期間 令和3年3月 1日～

II 実施内容

1 ワクチン接種の推進

- ・令和3年2月1日に新型コロナワクチン接種推進班を設置し、体制の強化を図る。また、国の方針に速やかに対応し、接種会場の調整及び準備や相談・予約体制の整備を進める。
- ・令和3年2月15日に伊丹市新型コロナワクチンコールセンターを設置し、市民からの接種相談に対応する。
- ・3月下旬に高齢者への接種券を送付し、4月12日以降に高齢者への接種を開始するとともに、一般の方への接種についても国の方針に従い対応する。

2 教育施設

(1) 教育活動

- ・ 幼稚園、認定こども園（1号）、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校は、感染のリスクが高いとされている活動は行わないなど十分な感染防止対策を実施したうえで、教育活動を行う。

特に、県外で活動する場合においては、感染防止対策がとられていることを確認の上、実施時期、実施場所、参加人数、移動方法などを十分に検討のうえ実施する。

なお、感染拡大を予防するため、緊急事態宣言が発令されている都道府県での活動は見合わせるとともに、国が定めるステージ3や4、都道府県の発表する感染状況など客観的な感染状況を踏まえ、活動地域については慎重に選定する。

3月に実施予定の入試等については、感染予防対策を徹底のうえ予定どおり実施する。併せて、受検者である中学3年生及び保護者に事前の体調管理にあわせ、感染予防対策の徹底を要請する。

また、卒業式の開催にあたっては、参加人数の制限、マスクの着用、消毒、換気など感染予防対策を徹底する。

【令和3年3月7日まで】

- ・ 児童生徒、教職員に対して21時以降の不要不急の外出を自粛するよう呼びかける。 など

(2) 部活動

【令和3年3月7日まで】

十分な感染防止対策を実施した上で、実施場所は、原則、学校及びその周辺とするとともに、別に定める教育委員会の方針に従い実施する。また、令和3年3月7日までの間は、大会（※除く）、練習試合、合同練習、合宿は行わない。

※ 令和2年度高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟が主催する大会（その予選を含む）及び国民体育大会（その予選を含む）。参加する際は、主催者の行う感染予防措置を確認するとともに、その徹底を図ること。

【令和3年3月8日以降】

十分な感染防止対策を実施した上で、実施場所は、公式試合（※）を除き、春季休業前までの間は、県内とするとともに、別に定める教育委員会の方針に従い実施する。

春季休業期間中に、県外で活動する場合は、緊急事態措置区域での活動を見合わせるとともに、別に定める教育委員会の方針に従い慎重に選定する。

3 市バス

5月11日より当面の間、「臨時特別ダイヤ」として一部の路線を減便して運行する。

4 その他公共施設

【令和3年3月1日～令和3年3月7日】

市公共施設は、新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針に基づき、原則21時までの営業時間に短縮するとともに、新たな生活様式を基本としつつ、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、施設管理者が必要な定員や入場の制限等の利用制限の措置及び兵庫県新型コロナ追跡システム等を活用した上で運営する。

【令和3年3月8日以降】

市公共施設は、兵庫県に緊急事態宣言が発出されたことを踏まえ、新たな生活様式を基本としつつ、「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン」等に基づき、施設管理者が必要な定員や入場の制限等の利用制限の措置及び兵庫県新型コロナ追跡システム等を活用した上で運営する。

5 イベント開催

① 市主催（共催）イベントにあつては、適切な感染症防止対策を講じ、「兵庫県新型コロナ追跡システム」等を活用した上で、次のとおりとする。

<開催の目安>

【令和3年3月1日～令和3年3月7日】

5時～21時の間までの開催とする。

・屋内：5,000人以下、かつ定員の半分以下の参加人数

・屋外：5,000人以下、かつ人との距離を十分に確保

※ただし、1/14時点のチケット販売分には適用しない。

【令和3年3月8日～令和3年3月21日】

区分	収容率	人数上限
<u>大声での歓声・声援等がないことを前提とするもの</u> ・クラシック音楽コンサート、演劇、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等	<u>100%以内（※1）</u>	<u>5,000人以下</u> 又は <u>収容定員の50%以内</u> <u>（≦10,000人）</u>
<u>大声での歓声・声援等が想定されるもの</u> ・ロック、ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス、ナイトクラブでのイベント 等	<u>50%以内（※2）</u>	<u>のいずれか大きい方</u>

※ 異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ（5人以内に限る）内では座席間隔を設けなくともよい（50%を超える場合がある。）

※1 席がない場合は適切な間隔（密が発生しない程度の間隔）を確保

※2 席がない場合は十分な間隔（1m）を確保

- ・ イベント参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、必ず開催要件や感染拡大防止対策等について、兵庫県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局へ事前相談をすること。

② 民間主催イベントについても、県と連携し、同条件で要請する。

6 外出自粛等の要請

市民へ感染拡大防止のため、次のとおり要請する。

[不要不急の外出自粛等]

【令和3年3月1日～令和3年3月7日まで】

- ・ 日中も含めた不要不急の外出自粛、特に21時以降の徹底した不要不急の外出を自粛すること
特に、緊急事態宣言対象地域など感染拡大地域への往来は自粛すること

【令和3年3月8日～令和3年3月21日まで】

- ・ 日中も含めた不要不急の外出を自粛すること
特に感染が拡大している地域への不要不急の往来及び感染リスクの高い施設等の利用を自粛すること
- ・ 卒業旅行、謝恩会、歓送迎会、花見による宴会などを控えること
- ・ 感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意すること
 - ① 飲酒を伴う懇親会等
 - ② 大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③ マスクなしでの会話
 - ④ 狭い空間での共同生活
 - ⑤ 休憩室、喫煙所、更衣室等
- ・ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を自粛すること
- ・ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループについては、特に注意すること
- ・ 大声での会話、回し飲みを避けること
- ・ 会食は同居家族を除き、1グループ4人以内とし、長時間の飲食は控え、会話の際は扇子やマスク等により、飛沫を防止すること
- ・ 発熱等の症状がある場合は、外出を控えること
- ・ 感染拡大予防ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていないイベント等への参加を自粛すること
- ・ 「新しい生活様式」の徹底
特に、近距離の会話、移動中の公共交通機関でマスクの着用を徹底すること
- ・ 冬季を迎え暖房を使用する場合でも、換気や適度な保湿を行うこと

7 風評被害対策等

以下のとおり市民へ周知を図る。

- ・ 医療・介護関係者、患者関係者などへのいわれなき、風評被害を防止するとともに、憶測やデマなどに惑わされないように、冷静に対処すること。
- ・ 医療機関、スーパー、金融機関など生活に必要な施設等は営業を継続することから、食料、医薬品、生活必需品の買い占め等を行わないように冷静に対応すること。

8 市としての対応等

兵庫県の在宅勤務等の活用による出勤者7割減の要請に対応して、次の対応を講じる。

- ・ テレワークの拡充実施
- ・ 時差出勤の拡充実施

9 生活や雇用の維持と事業の継続支援

- ① 特別定額給付金（10万円）の給付 5月1日申請受付、5月7日給付開始
特別定額給付金事業推進班（072-764-7786）を設置
- ② 子育て世帯への臨時特別給付金（1対象児童に1万円の上乗せ）の給付
- ③ 個人事業主等への店舗等賃料補助事業 5月1日申請受付
 - ・ 売上額が20%以上減少している個人事業主に対し、上限10万円（1ヵ月分）
 - ・ 売上額が50%以上減少している小規模法人に対し、上限10万円（1ヵ月分）
- ④ 休業要請事業者経営継続支援事業
 - ・ 国の持続化給付金に加え経営継続資金を支給
- ⑤ デリバリー支援事業
 - ・ 市内全域を対象にした新たな宅配代行業を支援
- ⑥ テイクアウト・デリバリー利用促進キャンペーン事業
 - ・ 広報伊丹（6月1日号）で、キャンペーンに参加している飲食店で利用できるクーポン（100円×5枚）を配布
- ⑦ 水道料金・下水道使用料の減免
 - すべての利用者を対象に、水道料金の基本料金と下水道使用料の基本料金を、2期分（4か月間）全額を減免
- ⑧ 学校給食の負担対応
 - 臨時休業中に給食が実施されないことによる経済的負担を軽減するため、就学援助対象者（準要保護児童生徒の保護者）に給食費相当額を支給
- ⑨ 児童扶養手当受給者に対する支援給付金
 - ひとり親世帯の生活を支援する取り組みの一つとして、児童扶養手当の受給者に対し、5万円の支援給付金を支給（6月18日支給）
- ⑩ 商店街等お買物券・ポイントシール事業及び販売促進キャンペーン事業

- ⑪ 避難所感染拡大防止対策事業
- ⑫ ICT 環境整備事業（タブレット端末整備・家庭学習支援）
- ⑬ ひとり親世帯臨時特例給付金事業
- ⑭ 児童福祉施設等における感染防止対策事業
- ⑮ キャッシュレス決済ポイント還元事業
- ⑯ 日本遺産認定記念「Go To 伊丹キャンペーン」事業
- ⑰ 新生児特別支援給付金事業（対象者 1 人につき 5 万円）
- ⑱ 避難所における生活環境改善事業
- ⑲ 医療機関等における感染症対策事業
- ⑳ 感染症対応従事者慰労金支給事業
- ㉑ バス事業者における感染症対策補助事業
- ㉒ 高齢者のインフルエンザ予防接種費用の無償化
- ㉓ 救急隊員等感染防止資機材の整備
- ㉔ コロナ対応資機材の購入（サーモ式体温計の購入）
- ㉕ ひとり親世帯臨時特別給付金事業（12月22日支給）
- ㉖ 新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業

〔改正年月日〕

(令和2年 4月14日改定)
(令和2年 4月28日改定)
(令和2年 5月 5日改定)
(令和2年 5月15日改定)
(令和2年 5月22日改定)
(令和2年 5月26日改定)
(令和2年 6月18日改定)
(令和2年 7月10日改定)
(令和2年 7月17日改定)
(令和2年 7月24日改定)
(令和2年 7月29日改定)
(令和2年 8月 1日改定)
(令和2年 8月28日改定)
(令和2年 9月17日改定)
(令和2年11月18日改定)
(令和2年11月24日改定)
(令和2年12月10日改定)
(令和2年12月24日改定)
(令和3年 1月13日改定)
(令和3年 2月 3日改定)
(令和3年 2月26日改定)